

昭26.5.18.

官報

省令

主要目次

○乳、乳製品及び類似乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正	二八一
○特別鉛害復旧臨時措置法による権限の一部を通商産業局長に委任する省令の一部改正	二八二
○運輸省組織規程の一部改正	二八三
○市町村の廃置分合（福井県小浜市）	二八四
○同右（大分県津久見市）	二八五
○同右（宮崎県日向市）	二八六
○鉛工業技術研究補助金および自動車工業研究補助金交付規程の一部改正	二八七
○工業化試験補助金交付規程等に基く昭和二十六年度の申請書等の提出期限に関する件の一部改正	二八八
○郵便振替貯金規則に規定する小切手拂の取扱郵便局の一部改正	二八九
○普通財産一時使用取扱規程の一部改正	二九〇
○公聴会告示（裁判所侮辱制裁法案について）	二九一
○同右（警察法の一部を改正する法律案について）	二九二
○官庁事項	二九三
○人事院細則一〇一一一（職員の健康診断に関する細則）制定	二九四
○昭和二十五年度予備費使用	二九五

(昭和二十六年通商産業省令第十五号) 第一号の次に次の二條を加える。

第一條 第二条の二

第五條の二

第六條

第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

第二十一條

第二十二條

第二十三條

第二十四條

第二十五條

第二十六條

第二十七條

第二十八條

第二十九條

第三十條

第三十一條

第三十二條

第三十三條

第三十四條

第三十五條

第三十六條

第三十七條

第三十八條

第三十九條

第四十條

第四十一條

第四十二條

第四十三條

第四十四條

第四十五條

第四十六條

第四十七條

第四十八條

第四十九條

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九條

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九條

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九條

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九條

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九條

第一百条

第一百一條

第一百二条

第一百三条

第一百四条

第一百五条

第一百六条

第一百七条

第一百八条

第一百九条

第一百十条

第一百十一条

第一百十二条

第一百十三条

第一百十四条

第一百十五条

第一百十六条

第一百十七条

第一百十八条

第一百十九条

第一百二十条

第一百二十一

第一百二十二

第一百二十三

第一百二十四

第一百二十五

第一百二十六

第一百二十七

第一百二十八

第一百二十九

第一百三十

第一百三十一

第一百三十二

第一百三十三

第一百三十四

第一百三十五

第一百三十六

第一百三十七

第一百三十八

第一百三十九

第一百四十

第一百四十一

第一百四十二

第一百四十三

第一百四十四

第一百四十五

第一百四十六

第一百四十七

第一百四十八

第一百四十九

第一百五十

第一百五十一

第一百五十二

第一百五十三

第一百五十四

第一百五十五

第一百五十六

第一百五十七

第一百五十八

第一百五十九

第一百六十

第一百六十一

第一百六十二

第一百六十三

第一百六十四

第一百六十五

第一百六十六

第一百六十七

第一百六十八

第一百六十九

第一百七十

第一百七十一

第一百七十二

第一百七十三

第一百七十四

第一百七十五

287 昭和 26 年 5 月 18 日 金曜日 官 華

第7304号

昭和 26 年 5 月 18 日 金曜日

第73 04号 286

別表 3 衛生上有害な業務細分と検診項目および

業務番号		業務細分	検診項目及び回数
10		鉛、水銀、マンガン、亜鉛、ひ素、黄りん、硝気、硫化水素、二硫化炭素、一酸化炭素、青酸、その他のシアン化合物、ベンゼン又はその同族体ならびにそのニトロおよびアミノ誘導体、アセトンその他の溶剤、それ以外の脂肪族または芳香族の炭化水素化合物、その他これに準ずる有害物により中毒またはその続発症を引き起こす虞のある業務	体重測定………1ヶ月1回 尿ウロビリノーゲン検査………1ヶ月1回 視診、問診………3ヶ月1回 血液検査………3ヶ月1回 精神障害検査………6ヶ月1回 末梢神経検査………6ヶ月1回 運動知覚障害検査………6ヶ月1回 その他必要と認める検査・適宜
11	1	クローム、ニッケル、アルミニニュームの化合物、鉛酸、か性アルカリ、塩素、ふつ素、石炭酸、またはこれらの化合物、ばい煙、鉛物油、桐油、うるし、タール、セメント、その他これに準ずる有害物により皮膚および粘膜の障害を引き起す虞のある業務	皮膚及び粘膜検査………6ヶ月1回
12		塩酸、硝酸、硫酸、硝気、亜硫酸その他これに準ずる有害物により歯が腐しょく症を起す虞のある業務	口こう検査………6ヶ月1回
13		塩酸、硫酸、ふつ化水素酸、亜硫酸ガス、硫化水素、青酸、その他これに準ずる有害物により眼障害を引き起す虞のある業務	眼検査………6ヶ月1回
14		ばい煙、タール、ピッチ、アスファルト、鉛物油、パラフィン、その他これに準ずる有害物により皮膚がんを生ずる虞のある業務 アニリン、ベンチジン、ナフチルアミン、その他これに準ずる有害物によりぼうこうがんを生ずる虞のある業務 タール、高温乾燥物特にベンツバイレーン、ヒヨランセレン、その他これに準ずる有害物により肺がんを生ずる虞のある業務	皮膚検査………6ヶ月1回 尿潜血反応検査………6ヶ月1回 必要あるときはぼうこう鏡検査 胸部X線検査………6ヶ月1回
20	2	X線あるいはラヂウムその他の放射性物質による障害を受ける虞のある業務	白血球数測定………6ヶ月1回 皮膚検査………6ヶ月1回 女子では月経障害検査………6ヶ月1回
21		紫外線または赤外線による眼疾患にかかる虞のある業務	眼検査………6ヶ月1回
30	3	空気中じんあい数 $1000/\text{cm}^3$ 以上またはじんあい量 $15\text{mg}/\text{m}^3$ 以上 じんあい中遊離けい酸含有量 50%以上のときは $700/\text{cm}^3$ 以上 または $10\text{mg}/\text{m}^3$ 以上の場所における業務	胸部X線検査………6ヶ月1回
40	4	80デシベル以上の強さの騒音のある職場における業務	聴力検査………6ヶ月1回
50	5	さく岩機を用いる作業、衝程 70mm 以上および重量 2kg 以上のびよう打機を使用する業務	骨、運動器検査………6ヶ月1回
51		電信手、タイピスト、筆耕手等手指のけいれんおよび書けいを引き起こす虞のある業務	骨、運動器検査………6ヶ月1回
60		多量の高熱物体(よう融、しやく熱した鉱物等)を取り扱う業務	
61		著しく暑熱(乾球温度 40°C 、湿球温度 32.5°C 、黒球寒暖計指度 50°C 、感覚温度 32.5°C 以上)の場所における業務	
62		多量の低温物体(液体空気、ドライアイス等)が皮膚にふれまたはふれる虞のある業務	
63	6	著しく寒冷(乾球温度 -10°C より低温、但し、空気の流通のある所では気流 1m/sec を加えるごとに乾球温度 3°C の低下あるものとする)な場所における業務	問診 視診 その他その業務により必要と認める検査} ……6ヶ月1回
64		異常気圧(高圧室又は潜水服を着用して行う潜水等の高圧および海拔3000m以上の高所等の低圧)下における業務	
65		坑内における業務	
66		30kg 以上の重量物を労働時間の 30% 以上あるいは 20kg 以上の重量物を労働時間の 50% 以上取り扱う業務およびその他これに準ずる労働負荷が加わる重激な業務	
67		深夜業(週1回以上、月4回以上午後10時)を含む勤務	
68		30以外の著しく粉じんを発散する(空気中じんあい数 $1000/\text{cm}^3$ またはじんあい量 $15\text{mg}/\text{m}^3$ 以上)場所における業務	
70	7	患者の検診、治療、看護その他医学に関する研究等病原体により汚染の虞のある業務	問診 視診 その他その業務により必要と認める検査} ……6ヶ月1回
71		動物またはその死体、獣毛その他の動物性の物および「ぼろ」その他の古物の取扱等炭そ丹毒、ペスト、とうそう等に罹る虞のある業務	
72		濕潤な場所におけるワイル氏病、十二指腸虫症等に罹る虞のある業務	
73		つぶが虫等の風土病に罹る虞のある業務	
80	8	その他衛生上有害な業務として事務総長の指定する業務	事務総長の指定による

昭和 26 年 5 月 18 日 金曜日 官 報

は、任命権者の定めるところによる。

(再検診)

第18條 第6條第2項の規定により、別表2に示す区分Dに該当する者については、おおむね6箇月後に再び胸部結核性疾患に関する検診を行うものとする。

第2款 報告

(健康診断の結果報告)

第19條 任命権者は、健康診断の結果につき、別に定める健康診断施行單位ごとに胸部結核性疾患に関する検診については、胸部結核性疾患に関する検診報告(人事院様式412)衛生上有害な業務に起因する疾患に関する

いってはその年の10月末日まで
れ以外の期日に行われたもの
では翌年度の4月末日までに
健康診断の結果に基いてと
の報告は翌年度の4月末日まで
人事院に到着するよう提倡
さればならない。

既往の B.C.G. 接種歴 過去に B.C.G. 接種を受けた	B.C.G. 接種後 3 過去に B.C.G. 接種後 3	既往の B.C.G. 接種歴 過去に B.C.G. 接種を受けた
B.C.G. 接種後 6 過去に B.C.G. 接種を受けた	B.C.G. 接種後 6 過去に B.C.G. 接種を受けた	B.C.G. 接種後 6 過去に B.C.G. 接種を受けた
B.C.G. 接種後陽 性	B.C.G. 接種後陽 性	B.C.G. 接種後陽 性
過去ツベルクリン ツベルクリン反応 陰性を受けて年以内	過去ツベルクリン ツベルクリン反応 陰性を受けて年以内	過去ツベルクリン ツベルクリン反応 陰性を受けて年以内
より、任 職科医師 検診を受 明する書	より、任 職科医師 検診を受 明する書	より、任 職科医師 検診を受 明する書

ルクリン陽性者区分基準

及びツベルクリン反応	今回ツベルクリン反応の判定			区分
箇月以内	+	+	+	A
箇月以上	+	+	+	A
箇月以内	+	+	+	D
転し年以上	+	+	+	A
反応検査を受けない	+	+	+	C
前回の判定 - ±	+	+	+	D
前回の判定 + ± ±	+	+	+	B
前回の判定 - +	+	+	+	R

六 エックス線間接撮影の結果、異常のない者のうち別表2に示す区分Dに該当するものには要注意

勤務を軽減するよう努め、3箇月に1回必要な検診を行うこと。
二要注意と指示区分された者については、夜間勤務及び超過勤務を

結果については、その他の検
(人事院議式414)により人事
告しなければならない。

診報告
(検診項目の省略)
院に報
第23條 採用時の健康診断を
から3箇月を経過しない職員
では、その者が健康診断に

別表 I

昭26.5.18.

第7304号

293 昭和26年5月18日 金曜日 官 報

第7304号

昭和26年5月18日 金曜日 官 報

第7304号 292

表 面

人事院様式 412		胸部結核性疾患に関する検診報告書	
※ ※ ※ ※		人事院事務総長 長印	
		文書番号 昭和 年 月 日提出	
		※整理番号 ※昭和 年 月 日受付	
組織区分 □中央 □附屬 □地方		所 記入報告責任者官職氏名 (甲) (乙) (丙)	
所在地 人事院 地方事務所管内		検診に要した費用 検診項目 1人当たりの金額 合計 昭和 年 月 日実施 第 回目	
都道府県 市 区 町 郡 町 村		検診を実施した医師の所属氏名 印	
保健所管内			

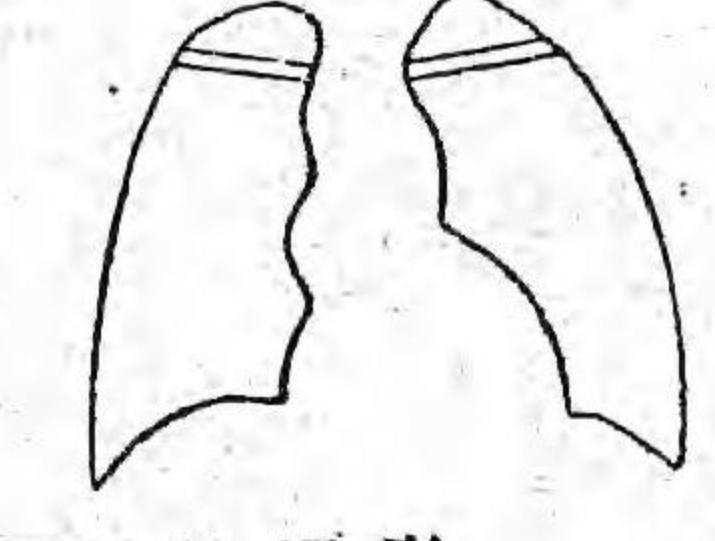
A5(148×210)

裏 面

年 令	在職人員		被検人員		ツベルクリン反応				患者分類		指示区分													
					陽 性		陰性		合計		初発症		慢結核		合計									
	男	女	男	女	A	B	C	D	省略者	小計	疑陽性	陰性	小計	合計	治療	沙症	合計	療休	休業	軽業	注意	所見なし	合計	
~14																								
15~19																								
20~24																								
25~29																								
30~34																								
35~39																								
40~44																								
45~49																								
50~54																								
55~59																								
60~																								
合計					*				***	***				★			★★							
※ × 100 =	★ × 100 =	男																						
※ × 100 =	★ × 100 =	女																						

— 2 —

秘 人事院様式 411 健康診断書

※ 整理番号	氏名	□男 □女	生年月日
所属	職種 級		
衛生上有害な業務の業務細分番号			
検診の種類		検診年月日 昭和 年 月 日	
診断		指示区分 □要療養 □要休養 □要軽業 □要注意 □所見なし	
既往症、家族歴、職歴、現症その他			
 ツベルクリン反応 × (×)		赤血球沈降速度1時間値 方法 かくたん検査 □培養(+/-) □塗抹(+/-) 方法 B.C.G.接種年月日 昭和 年 月 日	
備考		上記の通り診断する 所属 医師	
事後措置			

B5(182×259)

118.5.26.11

第 73004 号

295 昭和 26 年 5 月 18 日 金曜日 官報

第7304号

295 昭和26年5月18日 金曜日

表 面

人事院様式 414

その他の検診報告書

※
※
※
※

人事院事務総長殿

長

(印)

下記の通り報告します

文書番号

昭和 年 月 日提出

※整理番号

※昭和 年 月 日受付

種別		組織区分	所				記入報告責任者所属氏名				
<input type="checkbox"/> 事務総長の指定する検診 <input type="checkbox"/> 事務総長の必要と認める検診 <input type="checkbox"/> 一般検診 <input type="checkbox"/> 任命権者の必要と認める検診		<input type="checkbox"/> 中 央	属	(甲) (乙) (丙)							
		<input type="checkbox"/> 附 属									
		<input type="checkbox"/> 地 方									
所 在 地		検 診 に 要 し た 費 用					昭 和 年 月 日 実 施 第 回 目				
人事院 地方事務所管内		検 診 項 目	1人当り の金額	合 計							
都道府県											
市 区 町											
郡 町 村											
保健所管内											

(印)

A5(148×210)

裏 面

在職人員被検人員	検 診 項 目	指 示 区 分																								
		男	女	計	要 療	要 休	要 軽	要 注	所 見	合																
疾病傷害C分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	合 計	

□疾病、傷害細分類

□検診項目細分類

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

- 4 -

昭和 26 年 5 月 18 日 金曜日 官 報

第7204号 294

昭和二十六年四月に施行される
地方公共団体の一般選挙に当つて
啓発宣伝を行う必要があるからで
ある。

四、〇〇〇、〇〇〇円
昭和二十六年三月五日真鰐の產
卵調査に従事していた調査船天鷗
丸が対島附近において推進機関が
破損したため、その応急修理の經
費と海難救助料を支出する必要が
あるからである。

金の給付の激増による支拂が増加したため、既定予算の不足を補う必要があるからである。

厚生保険（業務勘定）

一 滞納処分に必要な経費
三、五〇〇、〇〇〇円

滞納保険料を整理するため、滯納処分を強力に実施し保険経済の確保を計る必要があるからである。

国立病院

一 国立病院の経営に必要な経費
四、六〇〇、〇〇〇円

国立病院の歳入を確保するため、督促旅費等の既定予算の不足を補う必要があるからである。

農林省所管 農業共済再保険（農業勘定）

一 農業共済再保険金に必要な経費
一、〇三、三三、〇〇〇円

資の代価支拂債務の償還に必要経費に充てるため既定予算の不足を補う必要があるからである。

郵政省所管 郵政事業

一、御影郵便局及び高崎郵便局局舎復旧に必要な経費 一、六七、〇〇〇

昭和二十五年十一月五日同二六年一月一日の火災によつてそれが焼失した御影郵便局及び高郵便局の局舎を早急に復旧する要があるからである。

二、村上郵便局局舎復旧に必要な経費 三、四八、〇〇〇円

昭和二十五年十二月十六日の火災で焼失した新潟県村上郵便局局舎を早急に復旧する必要があるからである。

計 二、〇七、〇〇〇

第六條に基く使用
厚生省所管 厚生保険(健康勘定)
一 保険給付に必要な経費
八〇七、三〇〇、〇〇〇円

保険料収入の予算額に比して増加した金額のうち純保険料に相当する金額は八〇七、二〇〇、〇〇〇円であつて、保険料給付特に療養の給付が相当の見込以上に増加し、保険給付の既定予算並びに予備費は拂切れになつたため、その不足額を特別会計予算総則第六條に基いて支出する必要があるからである。

昭和二十五年度特別会計予算補正予算
総則第四條に基く使用
総理府所管 外国為替
一 外国為替等買取に必要な経費
二六、五三五、〇〇〇円

第
二

7304

昭和 26 年 5 月 18 日 金曜日 官 報

第7304号 304

明治二十五年三月三十日第三種郵便物識可

◎
号外

五月十六日附衆會第三十四號二四頁●同十七日附參會第四十一號八頁

駒郡郡山町(口)建物一棟二二坪、六万千二百円生
財産売却決定公告(福岡県の分)
物件、第二百五十二回解散団体財産売却の
価格、買受人は次のとおりである。
(イ) 建物一棟二四坪(分事務机他四種計
二万五百円門司市白木崎町宮崎新三

昭和二十六年五月十八日
東京都中央区西八丁堀四の六
第一鋼材株式会社
財産売却決定公告(奈良県の分)
市西堅粕東光町下村造船株式会社
建物一棟八坪七五、四万千四百五十七
円筑紫郡那珂町井相田春町永田善
風(メ)、(ル)机及び椅子四箇三百円直
市字下老良川原勝磨(ワ)椅子他九種二
千五百円飯塚市大字菰田松岡一(タ)扱
る。物件、価格、買受人は次のとおりであ

正雄(川) 津山市下紺屋町福原幸一(ワ)長椅子他
七種二千七百十円阿哲郡上市町原美
智造(タ)自動三輪車一輛二万千円玉野
市日比四軒屋敷町嚴奇變(レ)、(レ)自動
三輪車二輛九万六千二百円岡山市北
方株式会社新井農具製作所

財産売却決定公告(福井県の分)
第二百六十四回解散団体財産売却の物
件、価格、買受人は次のとおりであ
る。

(イ)建物一棟二二坪七五、四万八千円
大野郡勝山町(ハ)片袖机他四脚(ニ)黒板
他四種計二千百五十円福井市豊島中
町小倉惣左エ門(ホ)教師用机他五二個
千五百円小浜市新小松原松吉勘次郎
(ヘ)机他二種五百七十円坂井郡三国町
大门利一

財產売却決定公告(千葉県の分)
第二百六十一回解散団体財産売却の
物件、価格、買受人は次のとおりであ
る。

(イ)建物一棟延六一坪五、二十万百円
市原郡五井町農業協同組合(ロ)建物
(敷地を含む。)一棟七〇坪五、十八
万八千四百円海上郡旭町伊藤義雄(ハ)
建物(敷地を含む。)二棟七〇坪八、
二十五万千円千葉市市場町横内克己
円東京都豊島区池袋金子佐久男(チ)乘
用自動車一輛(ヌ)貨物自動車一輛計十
七万二千二百円市原郡五井町五井自
動車工業株式会社(リ)貨物自動車一輛
四万五千円千葉市新田町株式会社佐
藤商店

財產売却決定公告(岡山県の部)
第二百六十二回解散団体財産売却の
物件、価格、買受人は次のとおりであ
る。

(イ)建物一棟三〇坪、六十万千円岡
山市西田町塩田晴夫(ロ)土地二〇八坪
三四、二十万六千円岡山市北方福田
己之允(ハ)建物一棟延四五坪八(リ)、(ヌ)
机他六種計十五万三千五十円吉備郡
坪五、田八畝二一步三十八万円津山
総社町金本万太郎(ニ)建物二棟一〇一
庫一個(シ)時計他六種(ヨ)自動三輪車一
輛計六万七千五百円岡山市上伊福安
市院庄駅前鄭博文(ホ)建物一棟五坪、
三千円苦田郡加茂町金貴珠(ヘ)長椅子
三五個一万二百円上道郡津田村(ト)金
庫一個(シ)時計他六種(ヨ)自動三輪車一
輛計六万七千五百円岡山市上伊福安

解散団体財産売却理事会
株式名義書換停止公告
五月一日より定期株主総会終了の日
まで株式名義書換を停止致します。
昭和二十六年五月一日
岐阜県整染株式会社

財産売却決定公告(北海道の分)
第二百六十三回解散団体財産売却の
物件、価格、買受人は次のとおりであ
る。
(イ)自動二輪車一輛六万六千五百円中
川郡西足寄町森木岩夫(ア)自動二輪車
一輛三万八千円函館市恵比須町村田
秀太郎(ハ)貨物自動車一輛六万四千円
空知郡滝川町石坂繁夫(ニ)ストップ他
五種三百円旭川市七條大龍繁雄(オ)ス
トープ他一八種三千円札幌市北三条
恩賜財團同胞援護会北海道支部
解散団体財産売却理事会

財產売却決定公告(山口県の分)
第一百六十四回解散団体財産売却の
物件、価格、買受人は次のとおりであ
る。
(イ)建物一棟二六坪三、一万九千五百
円防府市八王子町荒瀬保人(ア)建物一
棟延三七坪一二、十万千二百円萩市
大字御許町守田重春(ハ)、(ニ)、(オ)建物
三棟一三三坪七五、三万五千円下関
市長門町丁子興(ヘ)建物一棟一八坪、
四千五百円厚狭郡王喜村京篠昇次(ト)
蓄音機他四種二千二百円下関市大字
清米大石次男(チ)乃至(ワ)応接台等二二
種一万五千円下関市吉見町第七管区
海上保安本部航路啓閉部(カ)将棋盤仙
七種五十円山口市吉敷佐内喜代子(ヨ)
円山口市下金古曾加藤良一(タ)教草仙
トラック及びエンジン二種一万三千
円月村百合子、浜松市田町渥美茂子
四種三百円豊浦郡菊川村内藤信明
解散団体財産売却理事会

財產売却決定公告(静岡県の分)
第二百六十五回解散団体財産売却の
物件、価格、買受人は次のとおりであ
る。
建物三棟二一八坪五、土地三七〇坪
二四、八十二万九千円浜松市伝馬町
月村百合子、浜松市田町渥美茂子
財產売却決定公告(埼玉県の分)
第二百六十六回解散団体財産売却の
物件、価格、買受人は次のとおりであ
る。
建物一棟一四二坪五、百十万千円川
口市本町日本産業労動学校